

実技試験の実施要項説明 (10:10～10:20)

受験者心得 P2 5. 携帯電話等の使用禁止について

実技試験中、学科試験中及び面接試験中の携帯電話（スマートフォン、スマートウォッチ、タブレット、ノートパソコン等を含む。以下「携帯電話等」という。）の使用は認めません。電源を切り、鞆等に収納してください。また、携帯電話等の使用が禁止中の時間に、使用をした場合、不正行為を行ったとみなし、途中で試験を中止し、又は合格を取り消します。

受験者心得 P8～P9

受験者心得 P19 図-2 分解作業後の状態も確認

2 実技試験の実施要領

- (1) 分解 {制限時間 25 分間 (10 時 20 分～10 時 45 分)}
- (2) 組立 {制限時間 80 分間 (11 時 10 分～12 時 30 分)}
- (3) 合格基準 審査方法は、P20.21 表-1 に従って審査項目別に減点方式で採点します

3 実技試験終了 12 時 30 分になったら、合図により組立を中止し、床の番号用紙をサドルに貼る。自転車以外を持ち出す準備をして、試験員の指示に従ってください。

4 実技試験受験上の注意事項

- (1) 各部の組立精度や固定力等について
検査器具を用いて確認しながら作業を進めることは、差し支えありません。
- (2) 分解及び組立時の途中退出について
分解及び組立それぞれの終了時間 10 分前の合図により、作業を完了した者は、退出することが(トイレ・ロビーのみ)できます。試験員の指示に従ってください。
- (3) 終了の合図により、準備作業、分解、組立の各作業とも、作業を中止してください。
- (4) 実技試験で失格（不合格）でも引続き、午後の（学科、面接）試験を受けてください。
- (5) 受験者以外の者が試験会場内に立ち入りすることは禁止します。
- (6) 試験会場の写真及び動画撮影は禁止します。（試験員は除く）

※ コロナ対策について

- (1) 飲食時以外は、休憩、待機、移動中であっても。常にマスクを着用すること。また、マスクの正しい着用(口と鼻の両方をマスクで覆う)をすること
- (2) 実技・学科・面接試験会場入退室時、トイレ使用後においては必ず手洗いや、手指消毒を行うこと。
- (3) 休憩中、面接試験待機中、移動中のおいても他の受験者と十分な距離を保つとともに対面での会話や不必要な会話をしないこと。
- (4) 昼食前に必ず手洗いや手指消毒をおこなうこと。
- (5) 昼食中、飲食中はマスクをしていないことから、他の受験者、付き添い者と会話、交流、接触等は絶対にしないこと(いわゆる「孤食」「黙食」の徹底と「車座での食事」禁止)また食事を取り終えた後は、速やかにマスクを着用すること。
- (6) 感染対策等の為、試験員が誘導・指示をする場合があるのでこれに従うこと。

試験スケジュール表(P22)を確認 ※不明な点があれば挙手してください